

■米国：環境保護局、火力発電所からの CO₂ 排出量削減の新規制案を公表

米国環境保護局（EPA）は 2019 年 6 月 19 日、オバマ前政権の「クリーン・パワー・プラン」（CPP）を置き換え、トランプ政権が米国民に手頃で信頼できるエネルギーを提供しつつ、排出量の削減を継続することを目的とした「アフォーダブル・クリーン・エナジー最終規則」（ACE : Affordable Clean Energy）を公表した。ACE の最終規則は、2017 年 3 月にトランプ大統領が発令した「エネルギー自給と経済成長の促進に関する大統領令（Executive Order 13873）」に基づき実施された CPP の見直しの集大成という位置づけで、最終規制の内容は、2018 年 8 月に初めて公表された ACE 案とほぼ同じ内容である。ACE は CO₂ 排出量規制のための州政府に対するガイドラインと位置付けられている。ACE が実施されると、石炭火力発電所への CO₂ 排出量規制の推進は、連邦政府ではなく州政府が担うようになる。このため、州政府は石炭火力発電所に対して、州独自の CO₂ 排出量削減基準を設定することができるようになる。また ACE は、既存の石炭火力発電所の熱効率向上を求めている。そのために EPA は 6 つの技術的選択肢を挙げており、これらの技術を利用し、CO₂ 排出量の削減につなげる。さらに ACE は、各州に石炭火力発電所の効率向上に向けた計画の 3 年以内の提出を義務付ける。一方で州政府は、個々の石炭火力発電所での限られた効率向上を要求するかどうかを決定する広い裁量を付与されることから、老朽化石炭火力発電所の延命をも可能にする。石炭火力発電所からの CO₂ 排出量削減について、CPP から緩和された ACE の最終規制の公表を受け、2020 年の大統領選挙に向けて気候変動との闘いを争点に掲げる民主党は批判を強めている。また、カリフォルニア、オレゴン、ワシントン、アイオワ、コロラド、ニューヨークの各州の司法長官は、ACE 規則を阻止するために訴訟を起こすとの声明を出すなど、気候変動政策を積極的に推進する州からの反発も依然として続いており、今後の動向が注目される。